

[事案 2021-124] 契約解除無効請求

・令和4年2月25日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人に不告知教唆があったこと等を理由に、告知義務違反による契約解除の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

肝がんにより入院し手術を受けたため、平成30年9月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除された。しかし、以下の理由により、解除を無効として、給付金を支払ってほしい。

- (1)募集人には、申込日より前に、腹痛で病院に夜間受診したことは伝えていた。また、告知時には募集人から、一夜限りの処置で通院や薬の処方もないことから、質問事項に対しては「いいえ」で良いと言われた。
- (2)保険会社より、解除理由が記載された通知書は2回送られてきたが、1回目と2回目の通知書の内容が異なっており、2回目の通知書で解除理由が追加されていることは問題である。また、通知書に記載されている病名については、医師からは聞いていなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人に、告知をすることを妨げた行為は認められない。
- (2)各通知書記載の解除理由は、医療機関へ照会して確認した事実である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、被保険者の受診の状況、告知の状況等を把握するため、被保険者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不告知教唆は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)保険金等を支払いできない場合の通知・説明は、契約者等の理解と納得が得られるよう丁寧かつわかりやすい内容にすることが求められる。保険会社は、申立人に2回通知書を送付しているが、記載された解除の理由は、1回目と2回目とで一部異なっており、申立人はこの点を主張の一つとして裁定申立に至っている。
- (2)申立人は、通知書に記載された解除原因の病名は具体的には聞いていないと主張しているが、本件で問題になっているのは病名ではなく、告知事項との関係で受診や検査について「いいえ」と回答した点であり、保険会社としては、2回目の通知や面談において、具体的な告知事項との関係で問題となる回答を指摘するなどして、申立人の理解が得られるように、わかりやすい説明をすることが望まれたが、そうした説明がなされたとまでは認められない。

